

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D） とグリーンディステーションズに関する概観

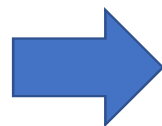
2022年11月25日

（淡路島総合観光戦略策定会議）

国連世界観光機関（UNWTO）によるGSTC-Dを、観光庁がUNWTO日本事務所の協力により、開発したガイドライン＝JSTS-D

「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」はグローバル・サステナブル・ツーリズム協議会（GSTC：Global Sustainable Tourism Council※）が開発した国際基準である観光指標をベースとし、国際的な基準に準拠しつつも、日本の風土や現状に適した内容にカスタマイズした「日本版」の観光指標。

(*) GSTCは、持続可能な観光の推進と持続可能な観光の国際基準を作ることを目的に、2007年に発足した国際非営利団体
文章は日本版観光持続可能なガイドラインより抜粋



日本版に
カスタマイズ



JSTS-Dは、ガイドライン。グリーンディステーションズは、GSTCの認証制度

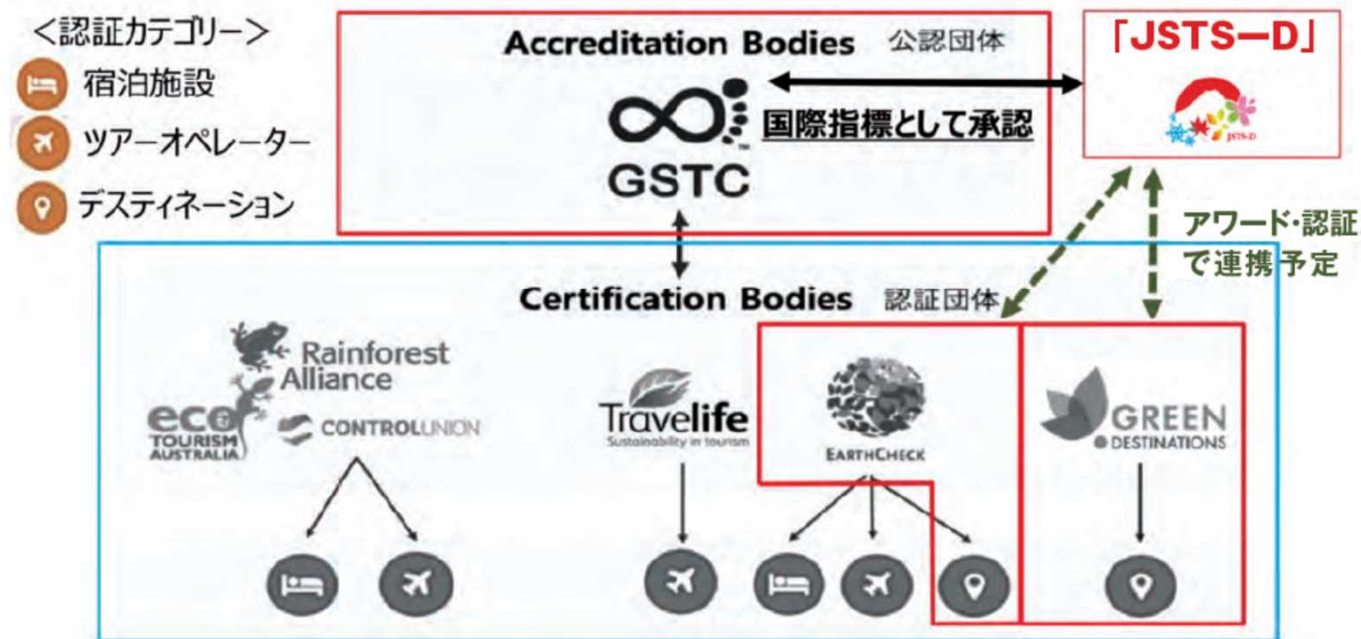
「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の役割（活用の効果）

- （1）自己分析ツール（観光政策の決定、観光計画の策定に資するガイドラインとして活用）
- （2）コミュニケーションツール（地域が一体となって持続可能な観光地域づくりに取り組む契機に）
- （3）プロモーションツール（観光地域としてのブランド化、国際競争力の向上）

文章は日本版観持続可能なガイドラインより抜粋

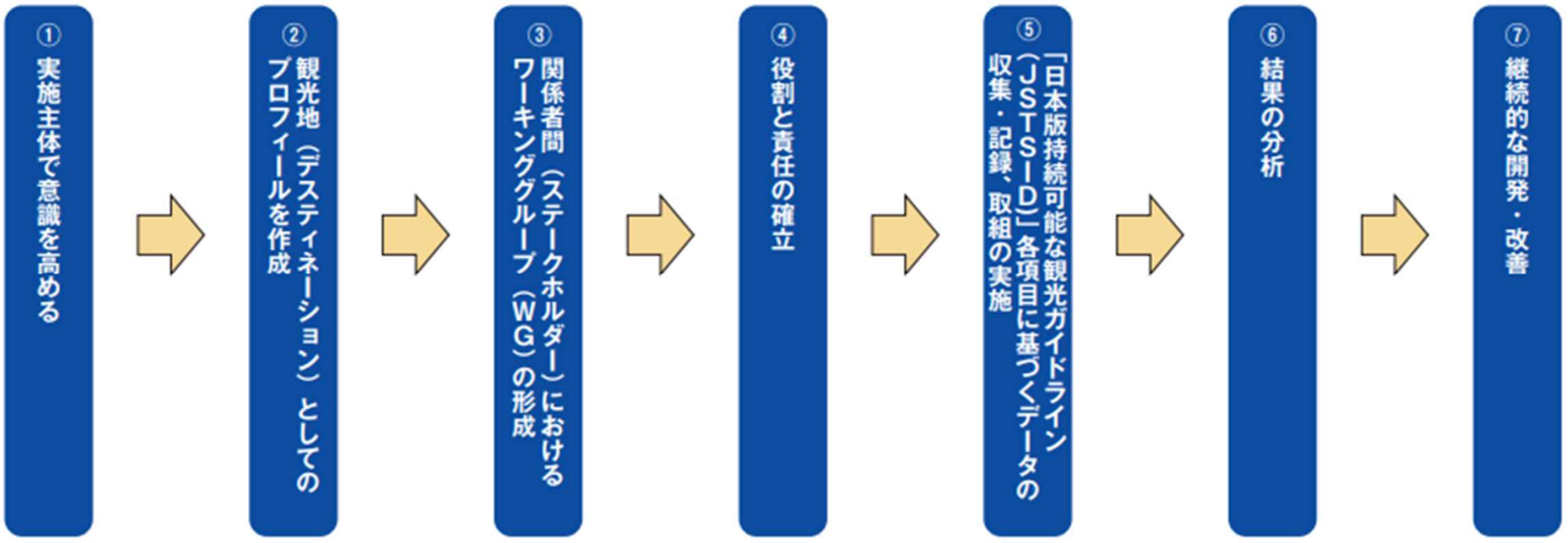
グリーン・ディステーションズは、世界持続可能観光協議会（GSTC）が開発した、持続可能な観光の国際指標の国際認証団体のひとつ。

●GSTCと認証団体の関係図（図1）



日本版観持続可能なガイドラインより

JS TS-D 導入のステップ



JS TS-Dの導入に取り組む他地域

令和4年度：観光庁「持続可能な観光推進モデル事業」採択地域

①持続可能な観光地経営モデル形成事業

目的A：観光に関する計画やビジョンの策定に取り組む地域

目的B：地域課題解決のために具体的な施策を検討する地域

目的C：具体的な施策を実施するとともに、分析・改善する地域

【目的A】

番号	都道府県	市区町村	申請団体
1	岩手県	遠野市	(一社) 遠野市観光協会
2	東京都	墨田区	(一社) 墨田区観光協会
3	新潟県	佐渡市	佐渡市
4	三重県	明和町	(一社) 明和観光商社
5	徳島県	美馬市	(一社) 美馬観光ビューロー
6	香川県	土庄町	土庄町
7	愛媛県	大洲市	(一社) キタ・マネジメント
8	高知県	室戸市	室戸市
9	福岡県	北九州市、 下関市	(一社) 海峡都市関門DMO
10	長崎県	佐世保市	佐世保市
11	長崎県	雲仙市	くにもツアーリズム協議会

【目的B】

番号	都道府県	市区町村	申請団体
1	北海道	富良野市	富良野市
2	埼玉県	秩父市	(一社) 秩父地域おもてなし観光公社
3	石川県	能登半島 (珠洲市、七尾市、羽咋市、 輪島市、穴水町、志賀町、 能登町、宝達志水町)	(一社) 能登半島広域観光協会
4	岐阜県	高山市	高山市
5	岐阜県	中津川市	中津川市観光局
6	静岡県	熱海市	熱海市
7	香川県	丸亀市	丸亀市
8	愛媛県	今治市	今治市

【目的C】

番号	都道府県	市区町村	申請団体
1	岐阜県	下呂市	(一社) 下呂温泉観光協会
2	鹿児島県	奄美大島 (奄美市、瀬戸内町、龍郷町、 宇検村、大和村)	(一社) あまみ大島観光物産連盟

JS TS-Dの導入取り組む他地域

令和4年度：観光庁「持続可能な観光推進モデル事業」採択地域



②持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出事業

番号	都道府県	市区町村	申請団体	番号	都道府県	市区町村	申請団体
1	青森県	十和田市	(一社) 十和田奥入瀬観光機構	13	山梨県	山梨市	やまなし観光推進機構
2	青森県	弘前市	(公社) 弘前観光コンベンション協会	14	三重県	明和町	(一社) 明和観光商社
3	青森県	弘前市	(一社) ClanPEONY 津軽	15	静岡県	藤枝市	藤枝市
4	青森県	弘前市	弘前市	16	奈良県	山添村	山添村観光協会
5	岩手県	陸前高田市	道の駅高田松原	17	和歌山県	和歌山市	加太観光協会
6	宮城県	栗原市	(一社) 栗原市観光振興協会	18	高知県	幡多郡	(一社) 幡多広域観光協議会
7	宮城県	大崎市	鳴子温泉もりたびの会	19	香川県	高松市	(一社) 四国ツーリズム創造機構
8	千葉県	我孫子市	我孫子市	20	福岡県	福岡市	福岡市
9	東京都	青梅市	青梅市	21	長崎県	南松浦郡	(一社) 新上五島町観光物産協会
10	東京都	青梅市	株式会社USPジャパン	22	鹿児島県	知名町	おきのえらぶ島観光協会
11	新潟県	佐渡市	佐渡市観光交流機構	23	沖縄県	浦添市	(一社) 浦添市観光協会
12	石川県	羽咋市	株式会社能登風土	24	沖縄県	北谷町	北谷ツーリズムデザインラボ

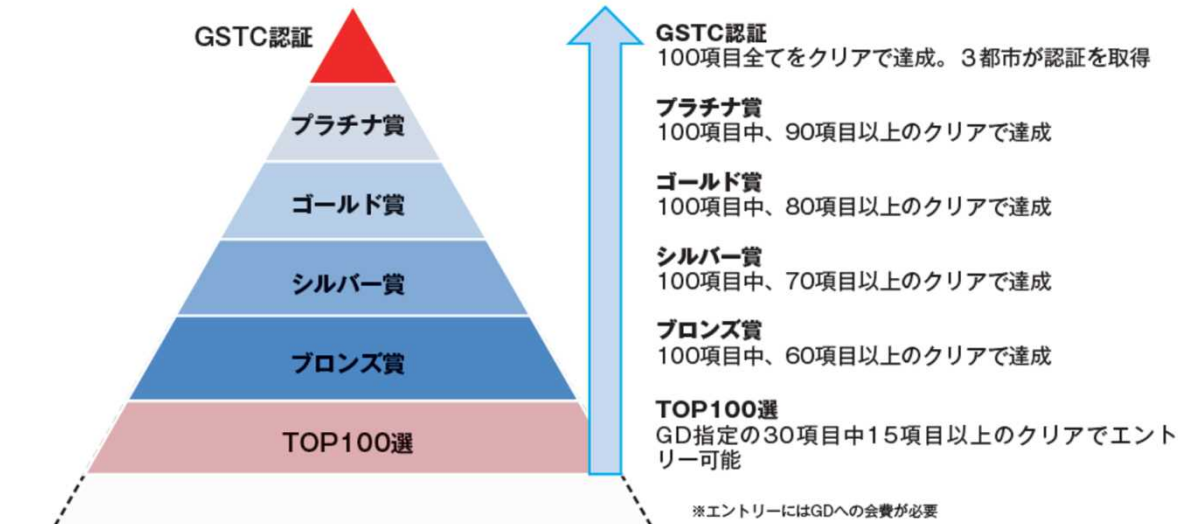
③持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者における取組の促進事業

番号	都道府県	市区町村	申請事業者群・団体等の名称	実施主体
1	北海道	ニセコ町	ニセコ町持続可能な観光推進事業者連絡会準備会 (仮称)	株式会社ニセコリゾート観光協会
2	栃木県	日光市	日光サステナブルツーリズム推進協議会	一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会
3	山梨県	北杜市	八ヶ岳観光圏 観光地域づくりプラットフォーム 一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント	一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント
4	静岡県	伊東市	ITOまなびやStation	株式会社エムシープランニング
5	京都府	京都市	京都サステナブル・ツーリズム・プラットフォーム (仮称)	株式会社JTB京都支店
6	熊本県	阿蘇市	阿蘇カルデラツーリズム推進協議会	阿蘇カルデラツーリズム推進協議会
7	鹿児島県	与論町	一般社団法人ヨロン島観光協会	一般社団法人ヨロン島観光協会

グリーン・ディスティネーションズ

対象地域		 
名称	① Green Destinations Top 100 Stories (TOP100) ② Green Destinations Awards & Certification program	
管理団体	グリーン・ディスティネーションズ	
本部国	オランダ	
連絡窓口	グリーン・ディスティネーションズ： contact@greendestinations.org	
概要	<ul style="list-style-type: none"> グリーン・ディスティネーションズは、2014年に設立された団体で、観光地域に対して認証を行う。GSTCが認定している第三者認証機関。 グリーン・ディスティネーションズは、認証までのプロセスにおいて、段階的な表彰制度を設けており、Top100、ブロンズ賞、シルバー賞、ゴールド賞、プラチナ賞、グリーン・ディスティネーションズ認証というステップとなっている。 TOP100の表彰制度は、最初のステップとして奨励されており、グリーン・ディスティネーションズが策定した100項目の基準項目 (Green Destinations Standard) のうち、1年目は15項目、2年目は30項目のサステナビリティチェックを行い、レポートを作成することでエントリーが可能となり、一次審査を受けることができる。二次審査では、「グッドプラクティスストーリー」という持続可能な観光の取組に関する優良事例のストーリーを提出し、そのストーリーが高い評価を受けた地域がTOP100に選出される。 各表彰・認証を獲得した地域は、グリーン・ディスティネーションズによって国際的なプロモーション等の支援が受けられ、また、各国のグリーン・ディスティネーションズメンバーとの情報交換やネットワーキングの機会に参加が可能となる。 他の認証機関と異なり、日本人の審査員が存在する。 	

●【認証制度の例示】 Green Destinations Standard (GDS) による GSTC認証取得までのステップ (図2)



日本におけるTOP100選認定地域

2021年認定

- ：奄美大島、阿蘇市、釜石市、京都市、長良川流域、七尾市と中能登町、那須塩原市、二セコ町、佐渡市、小豆島町、豊岡市、与論島
- * 釜石市は2018年から4年連続
- * 京都市、二セコ町は2020年に続き2年連続

2022年認定

- ：釜石市(シルバー賞)、阿蘇市、下呂温泉、箱根町、東松島市、南知多町、那須塩原市、小国町、大洲市、小豆島町

SECTION A: Sustainable management 持続可能なマネジメント	A(a) Management structure and framework マネジメントの組織と枠組	A 1 デスティネーション・マネジメント（観光地経営）戦略と実行計画 持続可能な観光の基本理念に基づき、環境、経済、社会、文化等に関する内容を含む、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に取り組むこと 明記した観光計画等があること
		A 2 デスティネーション・マネジメント（観光地経営）の責任 持続可能な観光を推進する責任を担う管理組織があること
		A 3 モニタリングと結果の公表 観光に起因する環境、経済、社会、文化、人権に関する課題について定期的に調査し、一般公表していること
		A 4 観光による負荷軽減のための財源 観光による負荷（オーバーツーリズム関連の課題等）軽減のための財源が確保されていること
	A(b) Stakeholder engagement ステークホルダーの参画	A 5 事業者における持続可能な観光への理解促進 事業者がG S T C公認のトレーニング・プログラムを受講していること
		A 6 住民参加と意見聴取 デスティネーションマネジメント（観光地経営）について行政・民間事業者・地域住民の三者で構成される体制があること
		A 7 住民意見の調査 観光地経営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に調査されていること
		A 8 観光教育 地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の可能性や課題に関する教育プログラムがあること
		A 9 旅行者意見の調査 旅行者満足度について、アンケートなどを通じて調査を実施していること
		A 10 プロモーションと情報 市場調査及びデータに基づく観光地域が求めるターゲット層の誘致促進策は、地域コミュニティや自然・文化的資産を尊重していること
	A(c) Managing pressure and change 負荷と変化の管理	A 1 1 旅行者の数と活動の管理 旅行実態（訪問者数、活動内容）を把握していること
		A 1 2 計画に関する規制と開発管理 自然及び文化的資源の保護計画やゾーニング（区分け）に関するガイドライン、規制、方策があること
		A 1 3 適切な民泊運営 民泊に関する相談窓口が設置されていること
		A 1 4 気候変動への適応 観光に影響を及ぼす気候変動による負の影響を想定していること
		A 1 5 危機管理 災害等の非常時における計画が策定され、インバウンドを含む観光部門も考慮に入れたものであること
		A 1 6 感染症対策 旅行者、事業者、地域住民のすべてが安全に過ごすことができるよう感染症対策を講じていること

SECTION B: Socio-economic sustainability 社会経済のサステナビリティ	B(a) Delivering local economic benefits 地域経済への貢献	<p>B 1 観光による経済効果の測定 観光による経済効果の測定をしていること</p> <p>B 2 ディーセント・ワークと雇用機会 働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）と雇用機会に関する取組を行っていること</p> <p>B 3 地域事業者の支援と公正な取引 地域事業者の支援と公正な取引の実現に取り組んでいること（観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者等も対象とする）</p>
	B(b) Social wellbeing and impacts 社会福祉と負荷	<p>B 4 コミュニティへの支援 事業者、旅行者、住民が、地域コミュニティに責任ある形で貢献することを奨励していること</p> <p>B 5 搾取や差別の防止 ハラスメントから旅行者を含むすべての人を、適切に保護する取組があること</p> <p>B 6 地権と使用権利 資産取得に関して実施規定を含む計画や政策があること</p> <p>B 7 安全と治安 犯罪、安全性、健康被害などの監視、防止、公表についての旅行者と住民の双方に対応する体制があること</p> <p>B 8 多様な受入環境整備 外国人旅行者を含む観光客の受入環境整備を推進していること</p>
SECTION C: Cultural sustainability 文化的サステナビリティ	C(a) Protecting cultural heritage 文化遺産の保護	<p>C 1 文化遺産の保護 歴史的建築物や農漁村、都市の景観など、観光資源となる文化遺産の保全管理体制があること</p> <p>C 2 有形文化遺産 有形文化遺産（工芸品等）の保護に関する計画や規制等があること</p> <p>C 3 無形文化遺産 無形文化遺産の保護に関する計画や規制等があること</p> <p>C 4 地域住民のアクセス権 地域住民の自然、文化的な場所や公共スペースへのアクセスのしやすさについて調査していること</p> <p>C 5 知的財産 地域及び個人の知的財産権を保護する規則や取組があること</p>
	C(b) Visiting cultural sites 文化的場所への訪問	<p>C 6 文化遺産における旅行者の管理 旅行者の行動を管理する体制があること</p> <p>C 7 文化遺産における旅行者のふるまい 特に配慮が必要とされる場所における旅行者のふるまいについて、地域住民の声を反映した行動規範がリストアップされ、旅行者に向けて周知されていること</p> <p>C 8 観光資源の解説 観光地において、解説を含む適切な情報が提供されていること</p>

SECTION D: Environmental sustainability 環境のサステナビリティ	D(a) Conservation of natural heritage 自然遺産の保全	D 1 自然遺産 自然遺産の保護に関する計画や規制等があること
		D 2 自然遺産における旅行者の管理 旅行者の行動を管理する体制があること
		D 3 自然遺産における旅行者のふるまい 特に配慮が必要とされる場所における旅行者のふるまいについて、行動規範がリストアップされ、旅行者に向けて周知されていること
		D 4 生態系の維持 生息・生育地、野生生物、生態系を保護し、外来種の侵入を防ぐための体制を整えていること
		D 5 野生生物の保護 野生生物の保護、採取、捕獲、展示、販売を管理する基準や規則があること
		D 6 動物福祉 認可され適切に配置された人員による正規の事業活動以外、野生種は入手、飼育、捕獲されず、全ての野生動物及び家畜の飼育と取扱いは、動物福祉に対応していること
	D(b) Resource management 資源のマネジメント	D 7 省エネルギー 観光地域におけるエネルギー消費量の削減と効率性の改善及び再生可能エネルギーの使用について目標値を定めていること
		D 8 水資源の管理 水資源の使用量の測定、監視、削減を行う、事業者向けの取組があること
		D 9 水質 飲用、レクリエーションに利用する水の質は、(条例、基準などに沿って) 継続的にモニタリングされていること
	D(c) Management of waste and emissions 廃棄物と排出量の管理	D 1 0 排水 浄化槽や廃水処理に関して、定期的にモニタリングをしていること
		D 1 1 廃棄物 廃棄物処理状況をモニタリングしていること
		D 1 2 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和 事業者が、温室効果ガスの排出量をモニタリングし、排出量を削減する取組があること
		D 1 3 環境負荷の小さい交通 域内における環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがあること
		D 1 4 光害 光害を最小限に抑える取組及び事業者向けのガイドライン及び支援プログラムがあること
	D 1 5 騒音 騒音を最小限に抑える取組並びに事業者向けのガイドライン及び支援プログラムがあること	